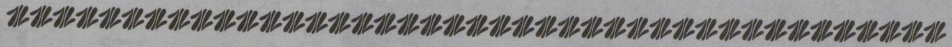
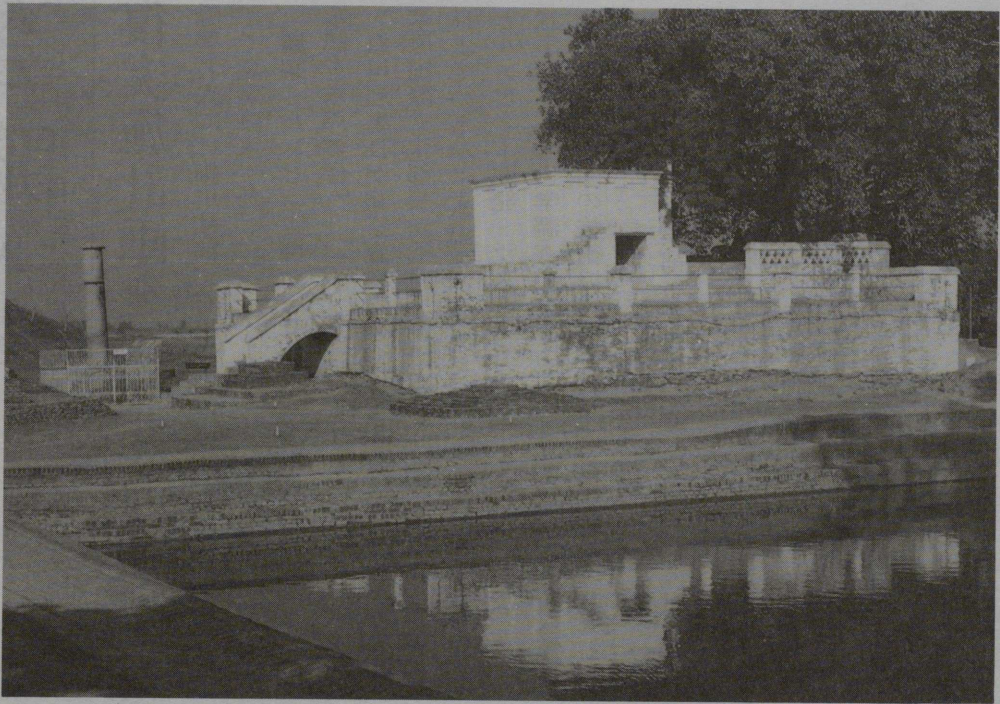


# 全 仏



No. 361

1990. 9



いよいよ修復工事が始まるマヤ堂



財団  
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION



京都グランドホテルで開かれた理事会

# 全仏理事會開く

## マヤ堂修復実施計画を承認

去る八月一日、午後二時から、京都グランドホテルで本会の理事会が開催された。白川理事長の導師で三帰依文を唱和、理事長挨拶について、議長に白川理事長、議事

録署名人に、細川祐葆、石川良泰の両師を選んで議事に入った。

**議案** 「ルンビニー園マヤ堂修復実施計画の承認を求める件」

白川理事長が議案資料に基づいて上程。久米原国際文化部長が七月二十二日から二十八日までのネパール出張の成果を基に、「本会とルンビニー開発トラスト(LDT)との合意事項」、「考古学調査の基本方針」、「本会と清水建設との間の技術協力協定書」の三点を詳細に説明した。つづいて岡山財務部長が、「ルンビニー園復興補正予算書(案)」について説明した。

活発な質疑応答の後、細部については、理事長及びルンビニー委員会の正副委員長に一任し、これらを一括承認した。

最後に、国際文化部から、募金の具体案、正式調印式・起工式のためのネパール訪問団の日程等について説明が行われた。

### 報告事項

各担当者より、報告が行われた。

## 代表者同和研修会

本年度の加盟団体代表者同和研修会が、左記の要領で開催されます。同和推進部では、参加者のお申込みを受けつけています。

**日時** 十一月六日午後二～五時

**会場** 京都グランドホテル「貴船」

**講演** 「日本文化史からみた人権」

岩國久彌氏(日本文化史研究所所長)

**参加費** 一万三千円

**参加者** 本会加盟団体の行政責任者、他

**締切** 十月十五日

日本の心を伝える



寺院内陣荘藏・仏具納骨堂工事

**はせがわ**

西日本本部 / 福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621代

東京本部 / 東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891代

寺院専門工場 (株)長谷川仏具工事 / 直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211代

### 第五回ルンビニー委員会

第五回ルンビニー委員会が、八月二十七日午後三時から、浄土宗事務庁会議室で開催された。

白川理事長、川井委員長挨拶につづいて議事に入った。

議題①最終合意文書の件

木内国際文化部長が、ネパールのルンビニー開発トラストとの最終合意文書（英文）を説明、委員会として文書の内容を承認した。

議題②正式調印式ならびに起工式の件



浄土宗事務庁で開かれた  
第5回ルンビニー委員会

久米原国際文化部長が、九月四日の正式調印式、同五日のマヤ堂修復起工式の日程を詳細に説明、質疑応答の後、これを承認した。

議題③清水建設との契約の件

久米原部長より説明、委員会として承認した。

議題④勧募と広報の件

久米原部長が、勧募の現況を報告、今後の勧募活動及び広報活動の方法について、委員会の見解を求めた。出席者より様々な意見が出された。

議題⑤その他

この度のネパール訪問に、写真家ダン・フアーバー氏の同行を依頼することとなった。

### WF Bソウル 大会参加ツアー

締め切り迫る

第十七回世界仏教徒会議（WFB大会）

は、来たる十月二十二日から、韓国のソウル市で開催されます。

韓国で初めて開催されるこの大会に、WFB

日本センターである全日本仏教会からは、春見文勝会長（臨済宗妙心寺派管長）をはじめ

め、各宗派・都道府県仏教会から、多数の代

表者が出席する予定です。

世界各国の仏教界代表者と友好をはかる、この意義ある大会に一人でも多くの方がご参加下さいますよう、ご案内申し上げます。

旅行期間 十月二十一日～二十五日

募集人員 百二十名

費用 東京発 十五万四千元  
大阪発 十五万一千円

締め切り 九月末日

申込み先 日本旅行池袋海外旅行支店

問い合わせ 全仏国際文化部までどうぞ

〇三一九八六一三二一

全仏国際文化部までどうぞ

### 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

## WFB本部訪問

### サンヤ会長の受賞式

七月二十五日、タイの首都バンコクにおいて、サンヤ・ダルマサクティ世界仏教徒連盟(WFB)会長の仏教伝道功労賞の受賞式が行われた。

WFB本部より徒歩で数分の距離にあるホテルの会場には、約二百五十名が出席、日本からも白川良純本会理事他約三十名が祝いに駆けつけた。

受賞式は、金光寿郎元NHKディレクター



賞状を受けるサンヤWFB会長

が選考理由を説明、長尾雅人仏教伝道協会理事長からサンヤ会長へ賞状と副賞が渡された。続いて白川理事長より、サンヤ会長が多年に亘り仏教界に貢献されてきた旨の祝辞が述べられた。

これに対し、サンヤ会長は介添人であるご子息と一緒に元気な姿を見せ、受賞の喜びを謝辞にこめて述べられると、会場より大きな拍手が沸き起こった。

この後式は、日本より尺八の演奏が披露されるなど賑やかなうちに幕が閉じられた。

## ムルタカ比叡山会議

### 海外十ヶ国から集まる

中近東、アジアなど海外十ヶ国のイスラム指導者と、日本の宗教指導者と一緒に会し、世界平和を語り合う初の「ムルタカ比叡山会議」が、八月三日、京都宝ヶ池プリンスホテルを会場に開催された。

また、翌四日にはこれを受けて比叡山において、「比叡山宗教サミット三周年記念—世界平和祈りの集い」が行われた。

この会議は昭和六十二年八月、比叡山開創千二百年の一大行事として開催された「比叡山宗教サミット」の精神を受け継いだもので、「ムルタカ」とはアラビア語で「出会い、十字路」を意味する。折しも同じイスラ

ム圏に属するイラク軍によるクウェート侵攻という、緊迫した世界情勢の中での会議となった。イスラム教側は、ソ連からタルガト・タジ・イーン欧州シベリアムスリム協議会議長、アテーフ・エベイド・エジプト大統領府官房長官、その他チュニジア、タイ、マレーシア、インドネシアなどから十一人。日本側から山田恵諦・天台座主、細川護貞・神社本庁総務、庭野日敬・立正佼成会会長など、代表者約百人が参加した。

午前十時から行われた開会式では、主催者代表の山田天台座主、イスラム教代表のムサ・オマル駐日スーダン大使等が挨拶。続いて中村廣次郎・東京大学教授が「イスラム教と日本宗教の出会い—相互理解のために—」と題して基調講演を行い、午後の本会議では各宗教代表がそれぞれの立場から「平和への提言」を行った。また、イラクとクウェートの両国政府に対し、武力紛争を即時に停止し、すみやかに交渉のテーブルにつくことを要請する緊急決議文を採択、引き続き歓迎レセプションが行われて一日の幕を閉じた。

四日は会場を比叡山へ移して「宗教サミット三周年記念式典」が執り行われ、前日の各宗教代表者が「平和の祈り」を捧げ、その後比叡山ホテルでレセプションが行われ二日間の日程を終了した。

### 靖国神社公式参拝中止を要請

本年度も、内閣総理大臣に対して「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止」を要請することが決まり、去る七月二十三日、左記のような要請書が提出された。

これは、本会が過去九回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（安原晃委員長）が、理事長に答申したものである。

### 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、過去九回に亘り、「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志表明を行ってきました。

現在の靖国神社が、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

従いまして、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、もう一度

思い起こしたいと思えます。

戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものでありましょう。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がやってまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、強く要請いたすものであります。

一九九〇年七月

財団法人全日本仏教会

理事長 白川 良純

内閣総理大臣

自由民主党総裁

海部 俊樹 殿

### 文化財保護で要望書

本会では、仏教文化財の保護を積極的に進めるため、左記のような「国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書」を、去る八月一日、白川良純全仏理事長名で、自由民主党文部会、文教制度調査会、文教局へ提出した。

### 国宝、重要文化財の保護対策の充実についての要望書

国宝、重要文化財は、我が国の歴史・文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化遺産であり、永く子孫に伝えていか

なければなりません。

私も所有者は、その自覚のもとに保存管理に日夜苦心を重ねておりますが、窮迫した財政状態等により保存に必要な措置を講ずることが困難となっており、このままでは文化財保護に問題を生ずるおそれがあります。

ついては、国においても文化財の保存管理事業の充実をめざし、次のような各項目について格別の財政措置を講ぜられるよう切に要望致します。

記

一、 国宝、重要文化財の保護対策の充実

二、 伝統的建造物群の整備

三、 文化財保存施設の整備

四、 伝統技術の保存・振興

### 事務局録事

八月

一日 理事会、ルンビニー委員会(京都)

三日 ムルタカ比叡山会議出席

四日 宗教サミット三周年記念式典出席

七日 局内会議

一七日 12・6 宗教者連絡会出席

二十四日 局内会議

二十七日 ルンビニー委員会

# 信教の自由と「大嘗祭」

駒沢大学教授 洗 建

本年度第一回の信教の自由に関する委員会は、去る六月二十七日午後二時から明照会館会議室で開かれた。委員会に参考人として出席された駒沢大学教授・洗建氏は、このたびの「大嘗祭」と「信教の自由」の関連性について、要旨次のような見解を述べられた。(文責編集部)

天皇の代替りがあつて、即位時に伝統的に行われてきた新嘗祭が大嘗祭である。現在の方式は、明治以降に定められた旧「皇室典範」あるいは「登極令」に規定されていたものである。現在の「皇室典範」には、新天皇の即位時に行う即位の礼は書いてあるが、大嘗祭については書かれていない。

大嘗祭の式典の一番最初は、「斎田占定」で、悠紀、主基二つの方向を占で決め、そこで取れた米を大嘗祭で使う。基本的には新嘗祭と同じ形で、もとは農耕儀礼に関わる儀式であつたと言われている。

基本的な儀礼としては、天皇が自ら祭司をつとめ、その中心的な部分は何となく中までは入らないという、特別の秘儀とされている。悠紀、主基の二つの神殿に、皇祖、天神地祇を招き、天皇が神にご飯を差し上げられ、自らも召し上がる。天皇が神と共に、神

人共食をされると言われている。

この大嘗祭に反対する説の一つは、大嘗祭を通じて天皇が現人神になるという信仰がある以上、それを国家として行うのは、現在の天皇制の精神に反するのではないかという解釈である。

それに対して推進する側は、大嘗祭を通じて神になる訳ではなく、むしろ大嘗祭をやる事が、皇室の伝統を守る事になるとしている。

旧「皇室典範」が戦後改革される時に、宮中の皇室神道に関わる儀礼は、宗教上の儀礼であり、皇室の私事であるとして除かれた。

現在の「皇室典範」には、大喪の礼と即位の礼が、必ずしも宗教的ではないものと見なされ記されている。

昨年行われた大喪の礼は、法的な根拠に基づく大喪の礼、すなわち世俗的な宗教に関わらない葬儀の問題として、その部分を取り

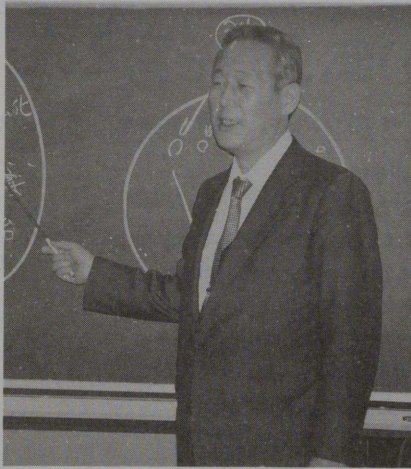
出して、これは国葬であるという形を取り、一連の流れは皇室の私的行事であるとして、伝統に則つて従来通りの形が取られた。

今秋に予定されている大嘗祭について、政府は基本的には、大喪の礼と同様の形を想定している。新聞報道によれば、大嘗祭は天皇自身が神人共食をするといった、神道儀礼が濃厚であるため、政教分離の建て前で考え、皇室行事とするが、一方これの公的性格を認め、宮廷費でその費用をまかなうとの事である。

推進派にはプライベートなものを見なした事に、また反対派には宮廷費でまかなうと言う事に不満を残す事になるようである。

これは信教の自由と、その制度的保障である政教分離との関係の捉え方の違いによる。信教の自由は非常に大切なもので、ぜひ守らなければならぬが、今日の世界において、信教の自由を憲法上保障していない国は、ほんの数えるほどしかない。その意味ではきわめて普遍的な原理となっている。

これに対して、政教分離の制度はそれほど普遍的なものになっていないと言いがたい。世界中でこの制度を取り入れているのは、五十%以下だろうと推測する。この事によって信教の自由は大切であるが、政教分離は必ずしも必要ではないという議論も存在する。信教の自由を比較的早い段階から受け入れ



洗建教授

始めたヨーロッパ諸国に、はっきりした政教分離を行っていない国が多い。よく引き合いに出される国に、国教制度をとるイギリスがある。イギリスは信教の自由の基本的な理念を確立するのに大いに貢献した国で、これによって国教制度を持ちながら信教の自由を守る事ができるのではという議論が出てくる。確かに信教の自由とは、人間の基本的な人権の問題であり、人権の保障は政教分離がなければ絶対にできないとは必ずしも言えない。しかし、日本の場合を考えれば、政教分離の制度を取る方が望ましいと言える。その一つの理由として、日本人は人権あるいは信教の自由を自ら勝ち取った訳ではなく、外国から輸入したからである。よってそれは本来の意味で日本人の血肉化した価値には充分なっていない。したがって政教分離の制度をめぐ

にして、人権あるいは信教の自由を保障する事は、かなり困難であると思われる。

もう一つの理由は、国教制度のある国々では、信教の自由というものの保障の面、特に宗教間の平等と云う視点において、不平等な面が見られる事がある。イギリスやスウェーデンといった国教制度を持っている国では、国教会が国と特別な関わりを持ち、特権的な地位を占めている。この特権的な地位を占める宗教があれば、宗教間の競争はなくなる。信教の自由は、各宗教の実力によって繁栄すべき宗教が繁栄するのが理想であり、国が特権的宗教を持つ事には、宗教間の不平等があり、その意味では信教の自由の保障という点でも充分でない。

したがって、政教分離の制度は、信教の自由を徹底して行おうとすれば、必然的に導かれてくる制度ではないかと考えられる。

信教の自由とはどんな内容を持つのかという点については色々新しい説も出ているが、古典的な学説に、G・アンシュッツの学説がある。この学説によれば、信教の自由には、信仰告白の自由、宗教的礼拝の自由、宗教的結社の自由が含まれるとされ、この三つが保障されて初めて信教の自由があるとされる。

信教の自由がこういうものであるとすれば、特に宗教的結社の自由を保障するには、

当然人事、組織、財政といった面で、国の干渉から自由にならなければ、信教の自由は守れず、そのためには政教分離は必然となるだろう。

皇室祭祀は、明治以降の神仏分離に伴い整えられた神道行事になっている。皇室が神道行事を行っても、直接、誰の信教の自由を侵す訳ではなく、皇室行事を公的なものとして、国家行事として行っても格別どこにも影響はないという意見がある。しかし、現行の皇室祭祀と神社祭祀とが、明治以降同根のものとして整備された以上、皇室祭祀と神社神道を切り放す事は不可能である。皇室祭祀に国家行事として公的性格を持たせれば、それはそのまま神社神道の公的性格を国家が認める事につながる。

したがって、皇室に関する宗教の問題は、公私の別をはっきりとする事が望ましいと考える。大嘗祭を行うかどうかは、それは皇室の自由であり、これが皇室の私事であれば、天皇の意志によって決せられるべきである。またその費用が内廷費でまかなえないならば、天皇の代替りという一世一度の事であり、内廷費の臨時増額措置はとれるのではない。要は、皇室の私的行事と、公的行事の区別を明確にする事が、政教分離の上からも望ましいと考える。

# 人類を宇宙におくりこんだ科学が、いま、金融を変える。



**分析に科学を。予測に科学を。投資に科学を。**

勤や経験だけに頼る時代から、  
科学手法を応用する時代へ。  
いま、金融の世界は大きく変わろうとしています。  
その最先端をゆくのが山一の「情報科学」です。  
地球を駆けめぐる金融の流れは、  
情報とその分析、さらに予測により決定されます。  
山一では高度な金融理論と最新の  
コンピュータテクノロジーを駆使して対応。  
投資においては管理されたリスクのもとで  
最大のリターンをめざしています。  
山一の「情報科学」は、  
さまざまな商品の開発に役だっている他、  
金融のあらゆるニーズにお応えしています。  
「情報科学」。これからの山一と  
金融を語るキーワードです。



## 山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1  
☎ (03) 276-3181 (代表)

# 宗教法人の法律相談

宗教法制研究会 編

A 5 判 上 製 ・ 500 頁 ・ 定 価 6, 200 円



- 宗教法人をめぐる主要な法律問題212問を6章33節に整序し、相談形式による簡明かつ平易な回答及び解説を施した関係者待望の書。
- 全仏顧問弁護士・長谷川正浩師をはじめ、宗教法制研究会会員の執筆に加えて、行政担当者等が、永年の研究と豊富な実務体験を踏まえて懇切に解説した類書のない実務書。

発行 社団法人 民事法情報センター

全仏へ直接、お申込みいただきますと、1割引(5,580円)になります。